



令和6年8月21日

兵庫労働局長  
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野巨利

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日、貴職から令和6年8月5日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する兵庫県労働組合総連合ほか15件の異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。